解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年九月二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十八日

千葉県市川市行徳駅前二丁目一七番地五青山ビル二階二〇一・二〇二号室

医療法人社団行徳皮膚科クリニック会

清算人　安田　道義

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十二年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十八日

京都府京都市左京区浄土寺上馬場町二二

財団法人農村問題調査研究会

代表清算人　柏　久

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年一月十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月二十八日

大阪府豊中市立花町一丁目一番一六―一〇一号

特定非営利活動法人よしみ

清算人　木下　初江

配当公告

愛知県額田郡幸田町大字大草字松山五一番地一

破産者　株式会社錦工務店

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十二年（フ）第三八二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金三二九、四五六、〇九九円

（内優先債権額　金二、三七五、一四二円）

一、配当することのできる金額

金一四、八八四、一〇〇円

（内優先債権額　金二、三七五、一四二円）

平成二十三年一月二十八日

愛知県岡崎市明大寺町字奈良井三五番地一

破産管財人　天野　太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市豊平区月寒東三条十九丁目二〇番、最後の住所札幌市厚別区もみじ台北四丁目七番二三―一〇一号

被相続人　亡　大坪　晴男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十八日

札幌市厚別区厚別中央二条五丁目四番三五―七一〇号

相続財産管理人　宅間　孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県習志野市大久保三丁目三九番地一、最後の住所千葉県八千代市村上一八六六番地五

被相続人　亡　田村　久衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十八日

事務所千葉市中央区中央四丁目一六番一号

建設会館ビル六階　ソレイユ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　永田　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区大森西五丁目二九番、最後の住所東京都大田区大森西五丁目二九番三号

被相続人　亡　山形しつ江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十八日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　落合　孝文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市藤江町五丁目一一〇番地、最後の住所名古屋市天白区塩釜口一丁目六〇一番地荘苑八事第一　三〇三号

被相続人　亡　桐山　純子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十八日

名古屋市中区錦三丁目四番六号桜通大津第一生命ビル一〇階弁護士法人小山法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小山　齊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市千種区唐山町三丁目一三番地六、最後の住所名古屋市緑区黒沢台五丁目二一一番地黒石荘　被相続人　亡　伊東　千晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十八日

名古屋市千種区内山三丁目一〇番一七号今池セントラルビル五B

相続財産管理人　弁護士　横井　研介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区西木屋町通五条下る南京極町七七番地、最後の住所滋賀県彦根市平田町六二八番地三一　被相続人　亡　平井　壮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十八日

事務所滋賀県東近江市八日市上之町八番三六号アジアビル二階東近江司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　池元　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市長洲東通三丁目五二番地一三、最後の住所大阪市西淀川区佃一丁目二六番四―一二〇八号　被相続人　亡　北本　琢哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十八日

大阪府大阪市北区西天満六丁目一番二号千代田ビル別館九階

相続財産管理人弁護士　成田由岐子

第49期決算公告

平成23年1月28日

北海道帯広市大通南15丁目19番地

株式会社百萬石

代表取締役　後藤　裕弘

貸借対照表の要旨

（平成22年6月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,769
	固定資産	2,530
	合計	14,299
負債及び純資産の部	流動負債	13,803
	固定負債	80,600
	株主資本	△80,104
	資本金	10,000
	利益剰余金	△90,104
	その他利益剰余金	△90,104
	（うち当期純損失）	（2,567）
	合計	14,299

第40期決算公告

平成23年1月28日

北海道帯広市大通南15丁目19番地

帯広ビル管理株式会社

代表取締役　後藤　裕弘

貸借対照表の要旨

（平成22年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	364,196
	固定資産	136,033
	合計	500,229
負債及び純資産の部	流動負債	99,065
	固定負債	9,788
	株主資本	391,376
	資本金	10,000
	利益剰余金	381,376
	その他利益剰余金	381,376
	（うち当期純利益）	（12,775）
	合計	500,229

第9期決算公告　平成23年1月27日

埼玉県三郷市上口字皿沼891番1

株式会社サンファミリー

代表取締役　小俣　庄市

貸借対照表の要旨（平成22年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,059,028
	固定資産	341,053
	合計	1,400,081
負債及び純資産の部	流動負債	584,379
	固定負債	57,493
	株主資本	758,209
	資本金	66,500
	資本剰余金	66,330
	資本準備金	66,330
	利益剰余金	625,379
	利益準備金	5,750
	その他利益剰余金	619,629
	（うち当期純利益）	（128,691）
	合計	1,400,081